

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 赤津 加奈美

大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）第17条第1項に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、別表の（き）欄に記載の保有個人情報を特定した上で、別表の（く）欄の情報（以下「本件各非開示情報」という。）を開示しない理由を別表の（け）欄のとおり付して、保護条例第23条第1項に基づき本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（こ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（さ）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各非開示情報について

本件各非開示情報は、次のとおりである。

- (1) 「通報についてのご連絡」の具体的な通知文案の内容（以下「本件非開示情報 1」という。）
- (2) 大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）の事務局が作成した審議資料に記載された事務局案の内容（以下「本件非開示情報 2」という。）
- (3) 公益通報処理における調査方法及び調査結果の内容（以下「本件非開示情報 3」という。）
- (4) 本件非開示情報 3 のうち、通報内容に係る法人等の名称（以下「本件非開示情報 4」という。）

2 本件非開示情報 1 について

(1) 対象文書の性質・位置づけ

本件非開示情報 1 は、委員会における公益通報の調査・審議の過程において、審議結果を通報者へ通知するための通知文を議論するために作成された、たたき台としての文案であり、最終的に通報者に送付された通知文とは異なる内容が記載されている場合がある。

通知文案の内容には、一般的に、通報内容の要約、調査結果の概要、事実認定、法的評価、通報対象事実（職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号。以下「公正職務条例」という。）第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）の確認の有無、本市の機関に対する委員会からの付言等が記載されている。

委員会においては、公益通報案件の調査・審議の過程において、通報者から提出された資料、所管所属からの調査結果の報告書、決裁文書の写し等の関係書類、関係法令等の内容、事案によっては、関係者からの意見聴取の内容等を整理し、事実認定と法的判断について検討した上で、通報者に対する通知文が必要な案件については、通知文案を作成することとしている。

通知文案は、当然ながら委員会としての最終的な判断が示されたものではなく、例えば、法的判断について委員間で最終的に意見が一致していない状況や、事実認定について結論が出ていない状況において、委員会における議論の素材とするために、検討段階の未定稿として一定の判断を示したものを作成する場合がある。

このような通知文案について、各委員が自由かつ率直な討議を行うことにより、委員の心証形成が促され、事案によっては数次にわたる修正を経て、最終的な通知文へと至ることとなる。

(2) 通知文案の非開示情報該当性

実施機関は、本件非開示情報 1 は、委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、保護条例第 19 条第 6 号に該当すると考える。

これを敷衍すると、以下のとおりである。

ア 委員会の勧告等

委員会の勧告等は法的拘束力を有しないものの、本市の機関は必要な措置をとり、その内容を委員会に報告しなければならないとされており、これに従わないときはその内容を公表することにより、実質的な拘束力が担保されている。また、氏名・住所を明らかにして具体的な事実を摘示した文書による公益通報を行った通報者で、審議結果の通知を希望する旨を明示したものに対しては、委員会から審議結果の通知文を送付することとしている。この通知文は、行政処分ではないものの、公益通報に係る通報対象事実の認定についての判断を示すものである。以上からも分かるとおり、委員会は、公正職務条例に基づく公益通報案件の処理に関する最終的な公権的判断を行う機関であると位置付けられている。

このような委員会の性質及び通報者保護その他公益通報制度の特性から、委員会における調査・審議は、公正職務条例により非公開となっており、書面審理を原則としている。

イ 合議制の性質

複数の委員の合議により上記のような性格を有する判断が公正にされるためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。特に、通報対象事実の有無を判断する根拠となる、公文書、所管所属からの報告書、関係者の供述内容等の書類をどのように評価し、事実関係を認定するかについては、委員により様々な意見があり、必ずしも同一の意見に集約されるものではない。さらに、確定した事実関係を法的、社会的にどのように評価し、最終判断を行うかについては、自由な意見を率直に述べ互いに反論し批判し合うことにより心証を形成し、これを検証して結論を導くという作業を繰り返すしか方法がない。

このような合議制の性質からすると、通知文が送達され通報処理が終了した後であるからといって直ちに審議の内容を公にすることに妨げがないとは言えない。

ウ 通知文について

委員会の通知文は、公正、中立的な第三者機関として、法令等に従い、公益通報に係る通報対象事実の認定についての最終的判断を示すものであるため、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるような事情が外部に現れることとなるのは、通知文に対する信頼を低下させることになる。委員会は、この点において、政策提言等を主たる目的として、政策形成過程の透明性を確保するため、その審議過程を必要に応じて市民に公開することとしている他の審議会等とは自ずとその性質を異にするものである。

特に、通報者本人に対して、通知後に通知文とは異なる審議段階での通知文案を開示した場合、一般的には、文言の相違点のみを捉えて、例えば中間的な議論における方向性が最終の通知文の結論と異なり、一貫性、一体性に欠けるとか、理由や結論の変遷の事実及びその過程を捉え、あるいは表面的な字句の誤りや矛盾、表現上の不適切さ等を指摘し、更には通知文案に現れていない意見や議論は審議において問題にされなかった等の誤解を抱き、公正さ、客観性についていわれのない非難等をするおそれがないとはいえない。このような事態は委員の間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性が認められるものであり、委員会の事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと言うべきである。

エ 内閣府情報公開審査会の事例について

以上の論旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく不服申立てに関する事案で、内閣府情報公開審査会における答申書案の全部を非開示とした内閣総理大臣の決定を妥当とした、平成 15 年度（行情）答申第 722 号（平成 16 年 3 月 23 日）で示されたとおりである。

3 本件非開示情報 2 について

(1) 対象文書の性質・位置づけ

本件各決定において、実施機関が開示請求に係る保有個人情報として特定した情報は、資料 1、2、4 及び 5 で構成されており、このうち資料 1 は、調査を実施した公益通報について、その調査結果を委員会において審議するための資料、資料 2 は、調査継続中の案件について、これまでの調査結果を委員会に対し報告する中間報告のための資料、資料 4 は、調査要否の委員会審議において、委員会から通報者に対し照会を行う必要がある等と判断し、一旦調査要否の判断を保留した場合に、照会に対する通報者からの回答等を受けて、再度調査要否を審議するための資料、資料 5 は、新たに寄せられた公益通報について委員会が調査要否を審議するための資料である。

そして、本件非開示情報 2 は、委員会における公益通報の審議の過程において、委員会における議論の素材として事務局が作成したこれらの審議資料に記載された情報であり、委員会としての最終的な判断とは異なる内容が記載されている場合がある。

具体的には、資料 1 の「回答（案）」欄及び「事務局の考え」欄には、一般的に、事実認定、法的評価、通報対象事実の有無、本市の機関に対する委員会からの付言、そして、公正職務条例第 9 条第 1 項にいう勧告の実施の要否等についての事務局案が記載されている。また、資料 2 の「事務局案」欄及び「事務局の考え」欄には、一般的にこれまでの調査結果の概要や、事務局が今後更に調査を要すると考える内容等が、資料 4 の「事務局の考え」欄には、一般的に、通報者からの回答の要旨等や、調査要否の事務局案が記載されている。そして、資料 5 の「事務局の考え」欄には、一般的に、調査要否に関する事務局案が記載されており、調査を要すると考える場合には、調査実施主体と調査内容が、調査を要しないと考える場合には、その理由が記載されている。

委員会における公益通報の審議では、通報者から提出された資料、所管所属からの調査結果の報告書、決裁文書の写し等の関係書類、関係法令等の内容、事案によっては、関係者からの意見聴取の内容等を整理し、事実認定と法的判断について検討がなされるが、その委員会における議論の素材として、事務局が作成したこれらの審議資料を基に審議を行うこととしており、当然ながら、事務局が作成した資料は委員会としての最終的な判断と一致するものではなく、あくまで委員間の議論のたたき台となる性質のものである。

このような審議資料に基づき、各委員が自由かつ率直な討議を行うことにより、

委員の心証形成が促され、事案によっては数次にわたる修正、変更を経て、委員会の最終的な判断へと至ることとなるものである。

(2) 本件非開示情報 2 の非開示情報該当性

本件非開示情報 2 は、委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、保護条例第 19 条第 6 号に該当すると考える。

これを敷衍すると、以下のとおりである。

ア 合議制の性質

前記 2 (2) イと同じ。

イ 委員会の判断について

委員会は、公正、中立的な第三者機関として、法令に従い、公益通報に係る通報対象事実の認定についての最終的な判断を行うものであることから、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるような事情が外部に現れることとなるのは、委員会の判断に対する信頼を低下させることになる。委員会は、この点において、政策提言等を主たる目的として、政策形成過程の透明性を確保するため、その審議過程を必要に応じて市民に公開することとしている他の審議会等とは自ずとその性質を異にするものである。

特に、委員会の最終的な判断とは異なる審議段階での事務局案を開示した場合、一般的には、文言の相違点のみを捉えて、例えば中間的な議論における方向性が最終の判断とは異なり、一貫性、一体性に欠けるとか、理由や結論の変遷の事実及びその過程を捉え、あるいは表面的な字句の誤りや矛盾、表現上の不適切さ等を指摘し、更には事務局案に現れていない意見や議論は審議において問題にされなかった等の誤解を招き、公正さ、客観性について抗議等が行われるおそれがないとは言えない。このような事態は、前記 3 (1) にて述べた委員間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性が認められるものであり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと言うべきである。

4 本件非開示情報 3 について

(1) 対象文書の性質・位置づけ

本件非開示情報 3 は、異議申立人が行った公益通報事案に関して、委員会の調査指示に基づき、所管所属が委員会へ提出した公益通報処理報告書（第 4 号様式）及びその追加報告のうち、調査方法及び調査結果の詳細を記載した部分と、所管所属の調査結果の基礎となった担当課から所管所属に対して提出された調査結果の報告内容に関する部分である。

この所管所属からの調査結果報告書等は、委員会において、公益通報案件の事実認定、判断等に関する審議、検討の際の重要な資料となる。

また、本市の機関（所管所属）が調査結果報告書を委員会に提出する場合、委員会の調査・審議の用に供する目的の範囲内で委員会限りで活用され、外部に公開されないものと信頼し、委員会においてもそのような保障の下にこれを入手しているものである。

(2) 調査結果報告書の非開示情報該当性

実施機関は、本件非開示情報 3 は、委員会の調査における関係所属からの調査結果に関する情報であり、これを開示することにより、今後の公益通報に係る通報対象事実の調査において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、保護条例第 19 条第 6 号に該当すると考える。

これを敷衍すると、以下のとおりである。

ア 委員会における調査について

委員会は、公正職務条例第 24 条に基づき設置された第三者機関であり、公益通報に係る通報対象事実の有無について調査、審議し、本市の機関への勧告、意見、通報者への通知などを行う権限を有している。

しかし、公益通報案件の処理に関し、検察官や司法警察職員のような強制調査権は有していない。

そのため、公益通報に係る通報対象事実の調査に際しては、あくまで、委員会限りで活用し、外部に公開しないことを前提として、本市の機関の任意の協力と理解の下に、調査を依頼し、その結果報告書の提出を受けている。

もっとも、公正職務条例第 7 条第 1 項は、本市の機関は委員会から調査の通知を受けたときは、通報対象事実に係る調査を行わなければならないとされているが、これは訓示規定であり、その違反については市長がその旨を公表できるととどまっており、仮に本市の機関が調査に協力しないとしても、本市の機関が保有する公文書等の証拠物の差押え、押収、事務所等の搜索、職員等の身柄拘束、身体検査、鑑定等の強制調査ができないことは明白である。

イ 本件公益通報案件における調査について

異議申立人自身が通報した本件公益通報案件については、所管所属による関係職員からの任意の聞き取り調査が行われる場合があるが、人権上又は労働関係法令上の観点から、公正職務条例第 7 条第 2 項は、本市職員は、本市の機関又は委員会が行う調査に協力しなければならないとする訓示規定を置くのみで、本市の機関と違って、協力しない場合の公表の規定は置かれていない。

このような任意の協力と理解の下、真実を探求するため、所管所属において本市の職員から聞き取りを行う場合の調査は、委員会における公益通報の調査・審議の目的の範囲内で委員会限りで活用し、外部には公開しないことを保障し、その信頼関係に基づいて実施されている。

特に本件公益通報案件では、異議申立人は通報者本人であり、所管所属・関係職員とは対立当事者の関係にある。こうした状況下において、委員会での公益通報案件の処理が終了した後、開示請求に基づき対立当事者である通報者本人にそのまま調査結果が開示されることになると、通報者本人が自己の認識している事実関係と異なる調査報告がされていた場合や自己の期待する内容と齟齬がある場合には、一般的には、所管所属や関係職員に対して抗議等が行われたり、紛争の解決がより困難となるおそれがある。

ウ 調査結果報告の非開示について

本件に限らず、公益通報に係る本市の機関からの調査結果報告が開示されることになれば、本市の機関との信頼関係を損ない、今後の公益通報に係る通報対象事実の調査において、本市職員、関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、真実を述べることを回避し、あるいは協力を控える結果となることが想定され、また本市の機関が委員会に報告する内容が当たり障りのない表面的なものになることも懸念される。そのような事態になれば今後公益通報に係る通報対象事実の調査を行う場合に、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法又は不適正な事実の発見も困難になり、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、調査結果報告書に記載された調査方法については、公益通報事案の内容、性質、通報者の希望（セクシュアルハラスメント等センシティブな案件で特に慎重な配慮を希望している場合など）等を勘案し、最も適切な調査方法を選択しており、これが開示されると、今後の公益通報の調査に支障が生じる上、上記の調査結果の内容と密接に連動する情報が含まれており、調査結果の内容と同様に開示すべきでないと考ええる。

エ 最高裁判所判例について

なお、最高裁判所平成 21 年 12 月 17 日判決（平成 20 年（行ヒ）第 386 号公文書非開示処分取消等請求事件）においても、上記の論旨と同様の判断が示されている。この判決は、政務調査費の使途を問題とする住民監査請求に係る監査に際し、監査委員が議会における会派から任意に提出を受けた文書に記録された政務調査活動の目的、性格、内容等に係る情報の開示を認めた原審東京高等裁判所判決を破棄し、最高裁判所が自判した事例である。

判決理由では、「区議会の議員等がその具体的な目的や内容等を監査委員に任意に回答する場合、監査委員限りで当該情報が活用されるものと信頼し、監査委員においてもそのような保障の下にこれを入手するものと考えられる。仮に、そのような保障がなく、政務調査活動に関し具体的に回答したところが情報公開の対象となり得るとすれば、区議会の議員等において監査委員にその回答をすることが慎重となり、あるいは協力を一律に控えるなどの対応をすることも想定され、そのような事態になれば同種の住民監査請求がされた場合、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法又は不当な行為の発見も困難になり、議員等の任意の協力の下に上記情報を入手して監査を実施した場合と比較して、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明確である」として、非公開情報に当たると解するのが相当であると判断されている。

5 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、当該情報そのもの又は他と情報を照合することにより特定の法人等を識別することができるものに該当し、これらの情報が開示されれば、当該法人が公益通報事案に関係すると指摘されていることが明らかになり、当該法人等の社会的な信用や地位の低下を招くおそれがあることから、保護条例第 19 条第 3 号本文に

規定する「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、かつ同号ただし書にも該当しない。

以上から、非開示と判断した。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、保護条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、保護条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいふまでもない。

2 公益通報制度について

本市では、職員等が行った違法又は不適正な事案について、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るために公益通報制度を整備している。

公益通報がなされると、委員会で調査の可否を審査し、調査が必要な場合には、調査の実施後、調査結果、改善策及び再発防止策等を委員会で審議することとなっている。また、氏名及び住所を明らかにしている場合など一定の条件があるものの、通報者が希望する場合には、委員会から審議結果の通知文を送付する。

3 本件各非開示情報について

(1) 本件非開示情報1について

前記第4の2のとおり、氏名・住所を明らかにして具体的な事実を摘示した文書による公益通報を行った通報者が、審議結果の通知を希望した場合には、委員会は審議結果の通知文を送付することであるが、本件非開示情報1は、通報者へ送付する委員会における審議結果についての通知文を議論するために作成されたたたき台としての文案である。

(2) 本件非開示情報2について

委員会における公益通報の審議の過程において、委員会における議論のたたき台として事務局が作成した審議資料に記載された事務局案の内容である。

(3) 本件非開示情報 3 について

本件非開示情報 3 は、異議申立人が行った公益通報に関して、委員会の調査指示に基づき、所管所属が委員会へ提出した公益通報処理報告書（第 4 号様式）及びその追加報告の書類のうち、調査方法及び調査結果の詳細を記載した部分と、所管所属の調査結果の基礎となった、担当課から所管所属に対して提出された調査結果の報告内容に関する部分である。

(4) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、本件非開示情報 3 のうち、通報内容に係る法人等の名称である。

4 争点

実施機関は、本件各非開示情報については保護条例第 19 条第 6 号を、本件非開示情報 4 については同条第 3 号を理由に本件各決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件各決定を取り消し、全部を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各非開示情報の保護条例第 19 条第 6 号該当性及び本件非開示情報 4 の同条第 3 号該当性である。

5 本件各非開示情報の保護条例第 19 条第 6 号該当性について

(1) 保護条例第 19 条第 6 号の基本的な考え方について

保護条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関しては、「ウ 個人の評価…に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならない。

(2) 本件非開示情報 1 の保護条例第 19 条第 6 号該当性について

ア 前記第 4 の 2 のとおり、通報者の希望があれば、委員会から審議結果の通知文を送付しているとのことだが、実施機関によると、同通知文を作成するためのたたき台としての文案には、一般的には、通報内容の要約、審議結果の概要、事実認定、法的評価、通報対象事実の有無、本市の機関に対する委員会からの付言等が記載されており、最終的に通報者に送付された通知文とは異なる内容が記載さ

れている場合があるとのことであった。

また、本件非開示情報１は、通知文を作成するためのたたき台として作成されていることから、その性質上、委員会としての最終的な判断が示されたものではない。

前記第４の２にある委員会の性質に鑑みると、最終的な判断が公平かつ公正になされるためには、複数の委員が自由かつ率直な意見を交換しあうことが必要不可欠であると推量される。

そして一般的に、合議制による審議においては、それぞれの委員が自由に忌憚のない意見を述べ、互いに反論や批判を繰り返す過程を経ながら、より適正と思われる結論に至るという作業が行われるものである。その過程では、当初正しいと思われていた意見が様々な角度から検証するうちに反対論に覆されることもあり、一方で誤りと思われていた意見が正当であるという心証を得られるに至ることも往々にしてあり得ることである。

イ 実施機関によると、特に、通報対象事実の有無を判断する根拠となる、公文書、所管所属からの報告書、関係者の供述内容等の書類をどのように評価し、事実関係を認定するかについては、委員により様々な意見があり、必ずしも同一の意見に集約されるものではないとのことである。

本件非開示情報１には、委員会の調査審議における内容や過程などが反映されているといえ、事後に開示されると、十分な議論が尽くされていない、公正な議論がなされていない等の誤解を通報者が抱き、委員会の出した最終的な結論の公正性や客観性に不信感を募らせる結果を招きかねないことは容易に推測される。このような事態は、委員の間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性が認められるものであり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報１は、保護条例第１９条第６号に該当する。

(3) 本件非開示情報２の保護条例第１９条第６号該当性について

実施機関によると、委員会における公益通報の審議の過程において、委員会における議論のたたき台として事務局が作成した審議資料に記載された事務局案の内容であり、委員会としての最終的な判断とは異なる内容が記載されている場合があるとのことであった。

以上を踏まえると、本件非開示情報２は、前記５(２)にある本件非開示情報１と同様に、開示すると、委員の間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性が認められるものであり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報２は、保護条例第１９条第６号に該当する。

(4) 本件非開示情報３の保護条例第１９条第６号該当性について

ア 本件非開示情報３は、異議申立人が行った公益通報について、実施機関が実施した調査に係る調査手法及び調査結果に関する情報である。

当審議会では本件非開示情報３を見分したところ、公益通報について、実施機関が行った調査方法とその結果が詳細に記載されていた。

一般的にこのような情報を開示すれば、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知れる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。そうすると、公益通報がなされたとしても通報対象事実の確認が著しく困難となり、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねないことは想像に難くない。

また、公正職務条例第7条第2項において、本市職員は「本市の機関…が行う調査に協力しなければならない」と定められているものの、実施機関が行う調査は強制力を有するものではなく、事案の性質上調査の秘匿性が高く、また限られた調査体制であることなどを考慮すると、調査に際して関連部署の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に、事後であったとしても、調査結果が開示されることとなるとすれば、調査に対する回答に際して、調査対象となった職員が真実を述べることを躊躇するおそれがあるのは明らかである。

イ 本件非開示情報3を開示することは、公益通報を通じ、本市職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図り、もって公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼を確保することを第一義とした公正職務条例の趣旨から、公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、保護条例第19条第6号に該当する。

6 本件非開示情報4の保護条例第19条第3号該当性について

実施機関は、本件非開示情報4の保護条例第19条第3号該当性を主張しているが、本件非開示情報4を含む本件非開示情報3の開示の可否に係る当審議会の判断は前記5(4)のとおりであるから、本件非開示情報4の保護条例第19条第3号該当性については、判断しない。

7 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 玉田裕子、委員 豊永泰雄、委員 久末弥生、委員 村田尚紀、
委員 川島裕理